

10年保存

基発 0904 第 1 号
平成 21 年 9 月 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「インドネシア人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」の一部改正について

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき受け入れられたインドネシア人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の実施については、平成20年11月27日付け基発第1127006号「インドネシア人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」により指示しているところである。今般、新たに「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」によりフィリピン人看護師等が受け入れられることを踏まえ、当該通達について、別紙のとおり改正することとしたので、この的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、法務省入国管理局と協議済みであることを申し添える。

「インドネシア人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」（平成 20 年 11 月 27 日付け基発第 1127006 号）新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">基発第 1127006 号 平成 20 年 11 月 27 日 <u>改正 基発 0904 第 1 号</u> 平成 21 年 9 月 4 日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)</p> <p>インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について</p> <p>「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」又は「<u>経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定</u>」（以下「協定」という。）に基づき受け入れられたインドネシア人看護師、インドネシア人介護福祉士、イ</p>	<p style="text-align: right;">基発第 1127006 号 平成 20 年 11 月 27 日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)</p> <p>インドネシア人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について</p> <p>「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（以下「協定」という。）に基づき受け入れられたインドネシア人看護師、インドネシア人介護福祉士、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者（以下</p>

インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者（以下「インドネシア人看護師等」という。）並びにフィリピン人看護師、フィリピン人介護福祉士、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者（以下「フィリピン人看護師等」という。）に対する労働基準関係法令の適用及び労働条件の確保については、平成 20 年 9 月 8 日付け基発第 0908001 号「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき受け入れるインドネシア人看護師等の労働条件等の確保について」及び平成 21 年 6 月 9 日付け基発第 0609001 号「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づき受け入れるフィリピン人看護師等の労働条件等の確保について」により指示したところである。

今般、下記のとおり、労働基準監督機関と出入国管理機関が相互に必要な情報を提供し、所要の措置を講ずることにより、インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保を図ることを内容とする相互通報制度を実施することとしたので、この的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、法務省入国管理局と協議済みであることを申し添える。

記

「インドネシア人看護師等」という。）に対する労働基準関係法令の適用及び労働条件の確保については、平成 20 年 9 月 8 日付け基発第 0908001 号「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき受け入れるインドネシア人看護師等の労働条件等の確保について」により指示したところである。

今般、下記のとおり、労働基準監督機関と出入国管理機関が相互に必要な情報を提供し、所要の措置を講ずることにより、インドネシア人看護師等の法定労働条件の履行確保を図ることを内容とする相互通報制度を実施することとしたので、この的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、法務省入国管理局と協議済みであることを申し添える。

記

1 通報事案

(1) 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報事案

労働基準監督機関において協定に基づきインドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等を受け入れる事業場（以下「インドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等受入れ事業場」という。）に対して監督指導等を実施した結果、インドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等に係る労働基準関係法令違反が認められた事案とすること。

(2) 出入国管理機関から労働基準監督機関への通報事案

出入国管理機関においてインドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等受入れ事業場を調査した結果、インドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案とすること。

2～4 (略)

5 実施の時期

本通達に基づく相互通報制度は、インドネシア人看護師等に係る事案については平成 20 年 11 月 27 日、フィリピン人看護師等に係る事案については平成 21 年 9 月 4 日から実施すること。

1 通報事案

(1) 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報事案

労働基準監督機関において協定に基づきインドネシア人看護師等を受け入れる事業場（以下「インドネシア人看護師等受入れ事業場」という。）に対して監督指導等を実施した結果、インドネシア人看護師等に係る労働基準関係法令違反が認められた事案とすること。

(2) 出入国管理機関から労働基準監督機関への通報事案

出入国管理機関においてインドネシア人看護師等受入れ事業場を調査した結果、インドネシア人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案とすること。

2～4 (略)

5 実施の時期

本通達に基づく相互通報制度は、平成 20 年 11 月 27 日から実施すること。

別添 (略)

別添 (略)